

# 桶川市推奨品認定基準

令和4年 5月13日

一般社団法人桶川市観光協会市産品推奨に関する規程第3条に基づく認定にあたっては次の基準に従って審査を行うものとする。

## 1 対象となる商品

一般社団法人桶川市観光協会市産品推奨に関する規程の第2条第1項に定める市産品とする。

## 2 審査事項

推奨する市産品は次に掲げる事項にすべて該当するものとする。

- (1) 次に掲げるいずれかの特性を有するなど桶川市推奨品として誇れるものであること。
  - ①原材料に桶川産の農産物や部品等が使用されており、市内産業の振興につながるもの
  - ②桶川らしさがあり、桶川市のPRにつながるもの
  - ③品評会等で優秀な成績を収めているもの
  - ④既に高い市場評価を得ているもの
  - ⑤特許を有するなど独自の工夫があるもの
  - ⑥その他評価しうる特徴があるもの
- (2) 価格がその商品に見合ったものであること。
- (3) 食品衛生法、計量法、その他関係法令に適合しているものであること。
- (4) 常時製造され、市販されていること。(生産・販売の時期が限定される農産物等はこの限りではない。)